

クマ被害防止における国の主体的な対応を求める意見書

近年、市街地を含む全国各地でクマの出没が常態化し、農作物への被害のみならず、人身被害も多発している。

本市においても、本年6月、住宅地にクマが出没し、複数の市民を襲ってけがを負わせ、工場内に居座るなど、地域住民の日常生活を脅かす深刻な事案が発生した。さらに、8月に入っても、市内の小・中学校や高校、病院などが点在する住宅街での目撃例が相次いでいる。

こうした市街地への出没事案は、全国各地で発生し、4月には、いずれも緊急銃猟に至った郡山市、仙台市の市街地での出没、5月には、広島市佐伯区の住宅街での出没、青森市では、中心部の商業ビル内に進入し、緊急銃猟で駆除した事案、6月には、宇都宮市の繁華街での出没など枚挙に暇がない。

こうした状況に対し、国においては、クマ被害対策パッケージの策定や市街地クマ出沒対策チーム（アーバンベア対策チーム）を設置し、様々な対応が図られているが、一層の対策が急務である。

クマの異常出没が、本州の広い範囲にわたるようになった要因として、潜在的な個体数の増加、里山の荒廃、温暖化によるブナの実などの豊凶サイクル変化などが指摘されており、全国的にクマが本来の生息圏を越えて、市街地を含む人里へ出没する現状を改善するためには、国がより主体性をもって対応することが求められる。

よって、国においては、アーバンベアなどのクマによる住民への被害を防止するため、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 国が示した個体数管理について、調査を進め、詳細を地方自治体に共有するとともに、早期に実行策を示すこと
- 2 クマの捕獲に対する報酬単価の引き上げやガバメントハンターを含む捕獲のための人材確保の取り組みについてこれまで以上に必要な措置を講じること
- 3 クマを人里に寄せ付けないため、電気柵の設置や集落周辺の放置林の整備、柿などの果樹の適切な管理など緩衝帯整備事業に対し、一層の財源の確保を図ること
- 4 クマが生活圏へ出没する場合、河川を移動して侵入してくることが多いことから、国が管理する河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の刈払いを積極的に進めるとともに、県が管理する河川についても刈払いが円滑に行えるよう支援策を講じること
- 5 地方自治体でのクマの駆除に関し、苦情への対応方針の策定や技術的支援を行うとともに、人の生活圏に出没した際の捕獲や駆除の必要性について、広く国民の理解醸成を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 白川 敏明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
クマ被害対策担当大臣

あて

以上、提案する。

令和8年9月24日

提出者

福島市議会議員

高木直人
遠藤幸一
二階堂利枝
浦野洋太郎
佐藤勢
山田裕
佐原真紀
根本雅昭
鈴本正実
大半平洋人
沢正典